

保存期間：1年未満
(平成 26 事務年度末)
平成 27 年 4 月 1 日

各国税局(所)
個人課税課 審査指導係長 殿

国税庁
個人課税課 審理第一係長

ふるさと納税に係る寄附金控除の添付書類について (連絡)

標題のことについては、下記のとおり取り扱うこととしましたので連絡します。

つきましては、本事務連絡の内容を各署個人課税(担当)部門、管理運営(担当)部門及び税務相談室に周知願います。

記

1 ふるさと納税に係る寄附金控除の添付書類について

ふるさと納税に係る寄附金控除の添付書類について、次の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類については、確定申告書の添付書類として取り扱って差し支えありません。

(1) 寄附者の氏名、住所、寄附金の額及び寄附をした日の記載があり、かつ、当該寄附金がふるさと納税である旨の印字のある振込票の控(受領証)

(注1)原本に限るものとし、ATM(現金自動預け払い機)での振込等により受領する控(受領証)を含みません。

(注2)「寄附をした日」の記載は、金融機関の受領印でも差し支えありません。

(2) その振込が、ふるさと納税専用口座への振込である場合の次の書類

① 上記(1)の振込票の控(受領証)

② 寄附者の氏名、寄附金の額及び寄附をした日の記載のある振込票の控(受領証)並びに当該振込先口座がふるさと納税専用口座であることが分かる書類

(注)②の振込票の控(受領証)については、ATM(現金自動預け払い機)の振込等により受領する控を含みます。

2 本取扱いの周知について

本取扱いについては、総務省から各地方団体に別添の通知が行われています。なお、本通知の内容については、国税庁において確認しています。